

『古今持為注』の真偽をめぐって

館野文昭

要旨

『古今持為注』などと呼ばれる室町期『古今和歌集』注釈書は、その奥書から下冷泉持為（1401～1454）の講釈の聞書であると考えられている。本当に持為の注であると認められるならば、中世成立の汎冷泉流『古今集』注釈書のうち、素性の明確なものとしてはほぼ唯一のものであり、冷泉家に伝えられた古今学を考えるための重要な資料となる。しかし先行研究を見ると、仮託説も存在し、現在通説となっている真作説の論拠にも不審な点が見受けられる。そこで本稿では、真作説及び仮託説の論拠として挙げられている諸事項を具体的に検討し、真偽の問題について改めて考察を加えた。その結果、真作説の論拠として諸論考が挙げられているものは、いずれも決定的なものとはいえないものである一方、仮託説の論拠として挙げられているものは、いずれもそれなりの説得力を有するものであることが確認出来た。通説に反して、『古今持為注』は持為仮託の注釈書であると考えるべきであり、室町時代後期頃（文明十年以降か）に宗祇流などの汎二条流に対抗しようとする人々の手によって成立した注釈書とみるべきである、というのが本稿の結論である。そしてその結論を受けて、奥書の問題にも再考を加え、さらに『伊勢物語』注釈における持為説の問題にも言及した。

はじめに―汎冷泉流『古今集』注釈の中の『古今持為注』

中世に成立した数多の『古今集』注釈書について、歌道の流派という観点で眺めてみると、宗祇流・常光院流などの汎二条流のものは豊富に残され、成立事情の明らかなものも多い。翻つて汎冷泉流と呼べるものはあまり多くなく、僅かに以下の四点を数える程度である。⁽¹⁾

i 『大江広貞注』

ii 『古今持為注』

iii 『古今和歌集聞書〔冷泉流〕』

iv 三康文化研究所附属三康図書館蔵『為和秘抄』所収古今注

このうち i は奥書によると冷泉為相の注説ということになっているが、内容からみて為相が実際に説いた説を記したものと到底考えられないものである。⁽²⁾ iii iv については既に別稿で論じた。ともに成立事情が不明瞭であり、冷泉家当主の注説を記すものではないと考えられる。⁽³⁾

それでは ii はどうであろうか。諸本に見える奥書によると、下冷泉持為(一四〇一〜一四五四)の講釈を記したものであろうか。果たしてその奥書は信じて良いものであるか。最新の『和歌文学大辞典』(古典ライブラリー、二〇一四)の記述を確認してみたい。

古今秘伝抄 伝持為 こきんひでんせう [室町時代前期注釈書]

宮内庁書陵部に二本、広島大学蔵本、彰考館蔵本などが知られている。宮内庁書陵部五冊本(二六六・一五)は

外題「古今和歌集 冷泉持為卿述」、内題「古今和歌集冷泉持高卿抄」とある。寛永九一六三二年書写。奥書によれば宝徳二一四五〇年に行われた冷泉持為が將軍足利義成（義政）に講義した際に同席した法浄院明猷が、文明九年に講じた注釈の聞き書きである。冷泉持為の注釈と認めてよいが、注釈内容を見ると、「三流抄」や二条家流の説を引用している。下冷泉の祖・持為による冷泉家流とはやや異なる注釈の有り様が窺える。

【参考文献】『中世古今集注釈書解題 一』片桐洋一（赤尾照文堂 一九七三）＊『中世古今集注釈書解題 四』片桐洋一（赤尾照文堂 一九八四）（中 周子）

古今和歌集抄 こきんわかしふせう〔室町時代前期注釈書〕

下冷泉持為の講釈を聞き書きしたもので、冷泉家流の秘伝とする説を多く含む。宝徳二一四五〇年秋の奥書がある。足利義教の没後、持為が歌壇に君臨していた時期のもので、冷泉家流の古今集注釈の完本の一つ。広島大学など蔵。ただし宮内庁書陵部蔵本は端書きに「冷泉持高卿抄」と記すが、題箋・奥書共に持為とする。（尾葉石真理）ここに挙げた二つの項目はともに同一の注釈書について説明するものである。書名が一定しないことにより生じた編集上のミスであろう。前者の項目は「伝持為」とはするものの、傍線部の通り、両者とも奥書の記述を認めているようであり、下冷泉持為の注釈として肯定的な立場を取っている。即ち、この注釈書を持為のものと認める（本稿ではこの立場を「真作説」と呼ぶ）、というのが現在では通説となっているようである。となれば、中世期に成立した成立事情の明らかな冷泉流『古今集注釈書』としては、ほぼ唯一のものということになる。

下冷泉持為は冷泉家第三代為尹（一三六一～一四一七）の三男であり、下冷泉家の祖となる人物である。後代の編纂物の述べるところによると、伯父（実は祖父）為邦の猶子となり、その秘蔵の書物を受け継いだという。猶父の為

邦は二条為明の猶子となり、その典籍を相続していたと伝えられる人物であるため、その後継となった持為は二条家の歌学をも併せて継承しているとの伝も存する⁽⁶⁾。また、その才は兄たちに勝り、『実隆公記』に載る宗祇の談話によると、冷泉家の古今学は冷泉家を嗣いだ(上冷泉)為之ではなく持為が継承していたという⁽⁷⁾。それが事実であるとすれば、その説を伝えるという『古今持為注』は、冷泉家伝来の古今学を考える上で重要な注釈書ということになる。嫡流たる上冷泉家では失われてしまったという、為相や為秀によつて培われた初期冷泉家古今学を窺う資料となる可能性があるからである。逆に、これが真作であると認められないのであれば、他に中世冷泉家の人間の説を伝えることが明確な『古今集』注釈書が残されていないため、この問題は今川了俊(一三二六〜一四一四頃)や正徹(一三八一〜一四五九)ら持為より古い世代の冷泉派歌人、あるいは一条兼良(一四〇二〜一四八二)や木戸孝範(〜一五〇二以後)等の持為の歌学に接した人々の著述や発言の中に見られる断片的情報を参考に考えるより外はなくなつてしまふ。そういう意味で、この注釈書が真に持為の注と言つて良いのかは重要な問題となる。

そこで改めてこの注の真偽の問題を考察した先行研究を確認してみると、『古今持為注』を仮託書とする見解(本稿ではこの立場を「仮託説」と呼ぶ)も見られ、また通説となつている真作説の立場をとる論にも、その立脚する根拠に疑問を抱かざるを得ないような点が少なからず存するように見受けられる。『古今持為注』の真偽の問題は、今少し検討が必要のように思われるのである。そこで本稿では、この注釈書を持為の注と言つて良いのかという問題について、近年の研究動向なども踏まえて再検証してみたい。猶、本稿で問題にする注釈書は伝本により題が区々であるため、論者により呼称も異なるが、本稿では「古今持為注」で統一する⁽⁸⁾。引用は原則『冷泉持為注 古今抄(広島大学蔵)下』(広島平安文学研究会翻刻平安文学資料稿第三期第三卷、一九九七)に拠り、広大本に存しない序注部分を用いる場合は書陵部蔵(二六六一―一五)本に拠ることとする。

一、奥書と注釈者の立場

先述の通り、『古今持為注』が持為の講釈の内容を伝えるものであるという見方は、諸本に見える奥書に基づくものである。これについては先学により検討がなされているが、今改めて確認しておきたい。⁽⁹⁾ 諸本の中で最も分量の多い広島大学蔵本（卜八七二、江戸時代初期写、四冊、広大本と呼ぶ）の奥書を掲げる。

此集読議事、去宝徳二（二）春秋、依花頂殿様之御競望、冷泉持為尊舌所也。仍而其席北野法浄院之明献同聴（云々）。
自明献文明九年春、愚老宗雅伝之訖。

文明九年三月日（A）

此集読議事、自北野法浄院明献、去文明第九春相伝仕訖。然処、今度之紹慶御競望之間、自愚老伝之処也。

明心（ひのへ／たつ）林鐘上旬（B）

前半の文明九（一四七七）年の年記を持つ部分（A）と、後半の明心丙辰（一四九六）年の年記を持つ部分（B）の、二つの本奥書から構成される。（A）相当部分は諸本に見られるが、（B）部分は広大本の独自奥書である。

成立事情を物語るのは奥書（A）である。「読議」「尊舌」など不審な語もあり、⁽¹⁰⁾ 転写の過程での誤写による本文劣化を感じさせるが、大凡の内容は把握できる。即ち、宝徳二（一四五〇）年の秋、「花頂殿」の強い要望により、持為が講釈を行ったらしい。そこに「北野法浄院」（法浄院）はあるいは「宝成院」か）の明献（伝未詳）なる人物が同座していたことである。「花頂殿」は、当時栗田口辺にあったという園城寺の別院花頂院の門跡・教助（一四二二～一四九二）かとされる。⁽¹¹⁾ この時期の持為は歌壇において影響力を有していたと考えられるので、その『古今集』の

講釈が強く求められた、というのは十分あり得る話である。

そして講釈から四半世紀経った文明九年に、明献から宗雅へ伝授されたのが、この『古今持為注』ということになる。「愚老」という謙称から、この奥書(A)の記主は宗雅なる人物ということになる。どういふ説が伝授されたとは明記してはいないけれども、授者の明献が持為説を聴いていたということとさらに記していることからすれば、「自らが明献から持為説の伝授を受けた」というのが奥書(A)の趣旨であることは間違いない。猶、文明九年には持為は既に故人となつている。また記主の「宗雅」は、島津忠夫氏『連歌師宗祇』(岩波書店、一九九一)が「大内氏お抱えの山口の連歌師」と推測する人物である可能性が指摘されている¹²⁾。無論、情報が少ないため同名異人の可能性も十分にある。

奥書(B)にも「愚老」とあり、こちらも記主は宗雅である。明献から『古今持為注』を伝えられた文明九年から約二十年後の明応五年、宗雅はこの注を紹慶(伝未詳、連歌師か)なる人物に伝授したという。

以上、伝未詳の人物が多いけれども、年代的な矛盾は無い。ただし、諸本を見る限りでは、持為が伝授した際の奥書は存在しない¹³⁾。即ち、確認し得る現存伝本は全て明献↓宗雅の伝授に発するものである。そう考えると我々が『古今持為抄』と呼ぶ書物が成立したのは、宝徳二年の伝授の時ではなく、文明九年の明献↓宗雅への伝授の時点である可能性もある。先述の通り、文明九年に持為は没して久しい。明献が自らの伝授を權威化するために、その説を持為に仮託した可能性も十分に考えられると言えよう。また、伝授が真実であつたとしても、『古今持為注』の中に、明献自身の説が含まれている可能性も否定は出来ない。

そうした問題はあるけれども、この奥書のみを見る限り、『古今持為注』が持為仮託説であるという明徴は窺えない。また、注本文も次のように、冷泉家の立場での講釈という体裁となつている。

までといふにちらでしとまる物ならば何を桜におもひまさまし（春下・七〇）

二条家には、業平朝臣此哥をよみて、惟高親王御ぐしおろさせ給しころ、たてまつられし哥也といへり。：（中略）：師説にはしからず。までといふにの哥は、業平、高安郡司惟宗・惟遠が女にかよひ給へる比、有

常が女花子、中将をうらみて、おやの有常が方へ行て侍し比、有常につかはしたりし哥と也。：（後略）

このように、二条家説と師説とを対立するものとして記述している。『古今持為注』が冷泉家の立場で説が記されていると言える。少なくとも形の上では、奥書の記すところと対応していると言えよう。

真偽の問題については、奥書ではなく注文の具体的検討から考えてゆく必要がある。

猶、実は奥書には更なる問題があるのだが、真偽の問題に本稿なりの結論を出した上で第五節において考えることにしたい。

二、真偽をめぐる研究史

さて、はじめに述べたとおり、この注釈書が、本当に持為の講釈に基づくものなのか、という問題が、先学によって議論されている。この問題について言及のある研究を發表順に掲げると次の通り。

① 井上宗雄氏 『中世歌壇史の研究 室町前期』（風間書房、一九六一）

② 片桐洋一氏 『中世古今集注釈書解題二』（赤尾照文堂、一九七三、七三〜八一頁）

③ 田中まゆみ氏 『古今集冷泉持為抄』の二性格―『百人一首満基抄』の引用に関連して―（『百舌鳥国文』3、

④片桐洋一氏『中世古今集注釈書解題四』(赤尾照文堂、一九八四、一〇五～一二四頁)

⑤井上宗雄氏『中世歌壇史の研究 室町前期(改訂新版)』(風間書房、一九八四)

⑥片桐洋一氏『中世古今集注釈書解題六』(赤尾照文堂、一九八七、二二五～二二六頁)

⑦田野慎二氏・山崎真克氏「解題」『冷泉持為注 古今抄(広島大学蔵) 下』(広島平安文学研究会翻刻平安文学資料稿第三期第三卷、一九九七、真偽に関わる部分は山崎氏が担当)

これら諸論はそれぞれ論拠を挙げて真偽の問題について見解を提出している。その論拠の具体的内容については次節・次々節で確認するので、ここでは通説が形成されるに至る大まかな流れだけを確認しておく。

この注釈書を持為説とする奥書の内容に最初に疑義を呈したのは①井上氏である。①井上氏は、『古今持為注』に冷泉家説と対立する二条家流の説を主張する箇所があることを指摘し、「内容的には持為の説とするにはやや疑いもある」と、持為仮託の可能性を指摘する。ただしここでは『古今持為注』は持為の歌壇史的意義を記す上で簡単に言及するに留まっており、初めてこの注について具体的に検討したのは片桐洋一氏である。②片桐氏は「あるいは幼時二条為邦に養育され、その歌書をも伝えられた」という持為の冷泉家内での特殊な立場を考慮して、「冷泉家の説にあらざとも言えない」と真作説の可能性も十分に残ることを述べる。一方③田中氏は、①井上氏の挙げたものとは別の論拠も加えて、「その疑いが、さらに濃厚になったのではないだろうか」とした上で、この注釈書は「持為などよりもつと末流の者ではないか。たとえば下冷泉の末流に属する、あるいは持為に関わりのあつた連歌師などが、冷泉持為に託して作ったのではないかとも思われる」として仮託説を主張する。それに対して④片桐氏は真作説の立場から、さらに別の根拠を挙げ「持為注」が持為の口説を基盤にしていることをはっきりと示している」と、明確に真作説を主張し、④の三年後に刊行された⑥では「持為の説であることは確か」と、『古今持為注』が持為の真説であることを確定的事

実として取り扱う。最初に疑いの目を向けた井上氏も、⑤においてこの片桐氏の提示した論拠を考慮して、「仲々判断はしにくい(14)が、全く持為と関係がないものでもなからうと思う」と考えを改めている。その後、真作説の立場から⑦山崎氏が③田中氏が仮託説の根拠として挙げたものに批判を加え、真作説を補強する論拠も示した上で「本注釈書を冷泉持為によるものと認めてよいと思われる」と結論づける。この⑦以後、『古今持為注』の真偽を問題にする論は見えない。

研究者別に見ると、片桐洋一氏、山崎真克氏(田野慎二氏)が真作説、田中まゆみ氏が仮託説を取る。井上宗雄氏は最初は疑問視していたが、途中からは判断を保留しつつも肯定的立場をとることを示唆する。つまり偽作説を主張するのは田中氏のみであり、その説が批判を受けた後は仮託説の立場からの再反論も無いため、真作説が通説として認定され、本稿冒頭で引いたような辞典の項目が記述されるに至った、ということであろう。

しかしながら、本当に真作説の方が仮託説よりも妥当な見解と言えるのであろうか。⑦が出て以後現在に至るまで二十年が経過している。『古今持為注』そのものの研究は殆ど進展してはいないが、密接に関わる作品については研究が進んだものもある。そうした成果を踏まえて再検証してみたい。

三、真作とみる根拠とその検討

まず前節で挙げた諸論考において、真作であることの根拠とされるのは次の三点である。(一)内は前節で引いた諸論の内、どの論考において言及されているのかを示したものである。

A、平松本古今抄の引く「持為説」と本書との関係(④⑤⑦)

B、一三〇番歌の「我家の本意」の内容 (⑦)

C、冷泉家流の注釈の特色 (⑦)

Aは片桐氏、B Cが山崎氏によって出された根拠である。以下、このABCが真作たる根拠として十分なものと言えるのか、個別に確認してゆきたい。

A、平松本古今抄の引く「持為説」と本書との関係

このAが、『古今持為注』真作説の核となる根拠のようなので少し詳述する。

④片桐氏が、『平松本古今抄』なる注に持為説と称する説が引用されていることに着目している。

『平松本古今抄』とは京都大学附属図書館平松文庫蔵『古今集抄』(平松・第七門・コー6)五冊のことである。『京都大学国語国文資料叢書十九』(臨川書店、一九八〇)として影印が刊行されており、京都大学貴重資料デジタルアーカイブにて画像も公開されている。序注及び巻二十までの歌注を完備した注釈書であり、内訳は第一冊に仮名序注と古今伝受の切紙口伝、第二冊には春上から夏まで、第三冊に秋上から物名まで、第四冊に恋一から恋五まで、第五冊が哀傷から東歌及び墨滅歌、奥書の注を記す。筆跡は冊ごとに異なる。奥書は、まず第一冊の末尾に、

右此一帖如師説令書写訖。…(中略)…此後次第契約、神代ヨリノ系図ヲモツテ可有相伝。

于時応永卅五年三月卅日

嘉吉三年卯月日

(三行空き)

享祿貳年三月廿一日写之訖。

とある。さらに第三冊末尾に、「于時慶長廿乙卯年五月九日書写之畢」とあり、こちらが書写奥書と見られる。書写奥書が第三冊にあるのは不審であるが、冊ごと筆跡が異なることを考慮すれば、当該書は分担書写であったとみられ、それに起因するものと考えられる。詳細は不明であるが、第三冊の書写者が監督的立場にあった、あるいは番最後に書写を終えその年時が記された、等の理由が想定出来るだろう。

成立については、片桐洋一氏は「⁽¹⁵⁾ 応永末年に書写された(伝授されたと言った方が良いかも知れない)「口伝」を嘉吉二年に書写したものを部分として含み込んでいる享禄二年書写の古今集の注釈を、慶長から元和にかけて書写したものとみてよかるうかと思われるのである」とする。そうすると成立の下限は享禄二(一五二九)年ということになる。ただし、「享禄二年」は注釈書全体の書写ではなく、「口伝」乃至第一冊のみにかかるものである可能性がある。ので、厳密な成立の下限は慶長二十(一六一五)年とみるべきであろう。

内容は諸注集成的な性格を持つ一方、宗祇説を最も尊重し、宗祇流の説を「当流」とするものである。宗祇の活躍期以降の成立であることは確実である。片桐氏は内部徴証から玄清(一四四三〜一五二二)、宗祇・実隆から伝授を受けた人)をその講者に比定する。いずれにせよ、持為没後ある程度経過した室町後期頃の成立と見るのが難が無い。つまり注文中に現れる持為説というのは、年代的に『平松本古今抄』の講釈者が持為から直接聞いたものである可能性は極めて低い。

さて、この注釈中に、「持為説」を称する注説は六十七箇所ほど見えるという。その『平松本古今抄』所引持為説と持為説が持為注とは同一ではないものの、共通する内容を含むものであることが片桐氏、⑦山崎氏によって明らかにされている。両氏の指摘した中から二例ほど提示しておく。

○『平松本古今抄』一〇番歌注所引持為説

又、冷泉持為の説として、人には偽があるが、鶯は正路にて年始の甲乙の日にあらざればなかずと也。

●『古今持為注』一 一番歌注

春きぬと人はいへども鶯のなかぬかぎりはあらじとぞおもふ

春来ぬと人はいへども、人には偽のある世なれば、まことしからず、鶯は春使鳥とて、きのへきのこの日よ
り、かならずはじめてなく鳥なれば、うぐひすのなかざらん程は春のくる事は治定せじといふ心也。秘伝。

○『平松本古今抄』一三〇番歌注所引持為説

持為は春をおしめば、結句霞が先立て、さそふ様にするほどに、のみもなしといふ心を持せてよむほどに、有心
体の哥にて、我が家には肝要とすると被仰となん。

●『古今持為注』一三〇番歌注

おしめどもとまらなくに春霞かへる道にし立ぬとおもへば

春はなにとおしめどもとまらぬに、霞さへ春のかへる道に立ふたがるとおもへば、なをかなしきと云心也。
所詮詞をも心をも残たる哥也。我家の本意の哥歟。秘伝。

ともにやや特殊な説において、内容の一致を見て取ることが出来る。『平松本古今抄』所引持為説は、『古今持為注』
に見えない説を説いている場合もあるので同一のものではないにせよ、両者は全く無関係なものでは無い、というこ
とは言えそうである。

しかし、これが真作説の根拠と言えるかは疑問である。『平松本古今抄』所引持為説が確かな持為説と言えるのであ
れば、これは論拠となり得るものである。けれども『平松本古今抄』所引持為説が持為真説であるという証拠など無
い。先に見たとおり、『平松本古今抄』の講者が持為から直接講釈を聴くことが出来た可能性は低く、誰かから又聞き

した「持為説」を称する説と見るべきものである。その説が真の持為説ではなく、誰かによって持為に仮託された説である可能性も十分にある。

猶、片桐氏の主張を補強する意図で、この「両者が共通する内容を含みつつも完全に一致はしない」という対応関係について、「平松抄が持為注と一對一の関係にあるわけではないという事実は、逆に今問題としている注釈が持為の注釈であることの客観的証左となりうると考えられるのである」と⑦山崎氏は述べる。しかし、この論理には問題があるように思われる。確かに、『古今持為注』と『平松本古今抄』所引持為説が共通の基盤に発している、ということは言えるだろう。けれども、その「共通の基盤」が本当の持為の講釈であるか否かを証明するだけの材料は無く、「共通の基盤」が室町後期頃に流布していた持為仮託説である可能性も十分に考えられるのではないだろうか。

結局のところ、この両者の関係からわかるのは、『古今持為注』以外にも室町後期頃に「持為説」を称する説が流布していた、ということのみである。真作説の決定的な証左とはなり得ないのである。

B、一三〇番歌の「我家の本意」の内容

持為注一三〇番歌注を再び引く。

おしめどもとまらなくに春霞かへる道にし立ぬとおもへば

春はなにとおしめどもとまらぬに、霞さへ春のかへる道に立ふたがるとおもへば、なをかなしきと云心也。

所詮詞をも心をも残たる哥也。我家の本意の哥歟。秘伝。

⑦山崎氏はこの傍線部を「余情、幽玄を説く俊成・定家の主張と重なる」とする。しかし、このような主張は歌道家の人間でなくても可能であり、この注が持為の説く注であることの根拠にはならないと思われる。この内容を真作

説の根拠として用いる場合、当該歌を「我家の本意の歌」とする冷泉家当主の確たる言説が存在している必要がある。さらに言えば、仮にそれがあつたとしても、家外に広く流布した言説であつたならば、決定的な証拠にはならない。

このBは『古今持為注』が持為のものであると確定して初めて冷泉家歌学を考える上での意味を持つ記述であり、それ自身が真作説の論拠とはなり得ないのである。

C、冷泉家流の注釈の特色

⑦山崎氏は、「読人不知歌に特定の人物名を当てたり、特定の詠歌状況を述べたりすることや、本説・説話を以て説くこと」を冷泉家流の注釈の特色として挙げ、この特色が『古今持為注』に見られることを提示して、真作説の補強としているが、これには誤解がある。恐らく、『大江広貞注』や所謂「冷泉家流伊勢物語古注」などを念頭に置いた発言かと思われるが、これらはいずれも正当な冷泉家の注説を伝えるものとは見ることは出来ないものである。

『大江広貞注』は冷泉為相から大江広貞への相伝を示す奥書を持つことから「為相注」と称される場合もあるけれども、片桐洋一氏も指摘する通り、この奥書は不審点が極めて多く、明らかに偽作であり、信じることは出来ない。それは内容を見ても明らかである。仮名序に見える万葉集撰進の「ならの御時」について『大江広貞注』は、

ならの御門と申に付て、あまたの異説ありといへども、まづ是は、文武天皇の御事也。人丸、文武天皇にあひ奉るよし、大和物語に見えたり。

と、「文武天皇」説を主張している。しかしこの「文武天皇」説は二条家説として知られるものであり、冷泉家説である「聖武天皇」説とは異なる。⁽¹⁷⁾ 為相の注であるとは考えがたい。

また、「冷泉家流伊勢物語古注」も生成圏は冷泉家ではなく、いわゆる為頭流として整理される秘伝書群と近いところを想定すべきものである⁽¹⁸⁾。

この両書のような注説は、正当な歌道家とは別の所で生成し、享受されたものである、というのが大方の理解である。片桐氏も「和歌の成立や表現の由来として本説を説いたり、その和歌が何時、何処で、誰によって詠まれたかを説くことを専らにするこの種の注釈書のおおむねは、非御子左流か、御子左家にかかわっていても著しく傍流であって、二条・冷泉・京極の家とかかわりのない人々によって作られたと見なしでもよいのではないか、そしてその基盤は関東において新しく勢力を得、それにもなつて由緒ある文芸の知識・教養を必要とした階層にあつたのではないかと思われる」と述べる⁽¹⁹⁾。

そう考えると、Cはむしろ、この持為注が正統な歌道家の歌学を受け継いだ持為の注では無い可能性を示唆するものと言える。歌道家外部に生成した注説を持為が撰取して講釈に用いていた可能性もある⁽²⁰⁾ので、持為でない確実な根拠とまではいえないけれども、冷泉為尹から正統な歌学を受け継いでいたであろう持為らしからぬ注説となっている。

*

以上を総合すると、Aは確実な論拠でなく、Bはそもそも論拠とはなり得ないものであり、Cに至っては仮託説の根拠として挙げるべき性質のものである。確実に持為の注であると主張するに足る根拠は一つも無いのである。

四、仮託とみる根拠とその検討

一方、仮託説の根拠として挙げられているのは、以下の三つである。(一)内は第二節で挙げた諸論の内、どの論考

において提示されているかを示したものである。

a、富士の煙の「不断(絶)」「二条家」説 (①)

b、定家説・顕昭説の不審 (③)

c、『百人一首満基抄』の引用 (③)

さらに、⑦ 田野氏の検討で明らかにされた、

d、使用している『古今集』が嘉禄二年本(冷泉家証本)より貞応二年本(二条家証本)に近い (⑦)

という点も、仮託説を補強する根拠となろう。以下、前節と同様に、aとdがどれほど説得力を持つものなのか、一つずつ具体的に検討してみたい。

a、富士の煙の「不断(絶)」「二条家」説

① 井上氏が提示した、『古今持為注』の真偽が議論される契機となった問題である。

『古今集』の仮名序において、二条家と冷泉家との間で説がわかれる、ということでも知られる箇所がある。「今は富士の煙もたたずなり」という本文の「たたず」を、「不断(絶)」と解する二条家と、「不立」と解する冷泉家とで、説が対立していた。『古今持為注』の当該部分本文は次の通り。

今は富士の山もけぶりたゝずとは、不立とかきたる流もあれども、当流には不断と書てたゝずとよむ。たとへばふじのけぶりたえぬよし也。紀乳母が哥に

富士のねのたえぬ思ひにもえはもえ神だにけたぬむなし煙を

『古今持為注』は「不断」説を「当流」としている。つまり『古今持為注』は冷泉家ではなく二条家の説をとって

おり、仮託を疑わせるものであると言える。

これに対して②片桐氏は、持為が為邦の猶子であり、二条・冷泉の両流の歌学を継いだらしいという特殊な立場に着目し、「不断（絶）」であるということだけをもって冷泉家の説にあらざるとも言えないのである」とする。

確かにその通りではあるが、第二節で見たとおり、『古今持為注』はあくまで冷泉家の立場に立つて注説を記している。このような二条・冷泉の説が分かれる箇所であって冷泉家ではなく二条家の説を説くのは不審である。

片桐氏の反論はあくまで「真作説が完全に否定される訳ではない」というものであり、aの仮託説の根拠としての説得力を損なうものではないのである。

b、定家説・顕昭説の不審

③田中氏は、『持為抄』の引く定家説や顕昭説のほとんどは、『僻案抄』や『顕註密勘』、『顕昭古今集註』、『袖中抄』などのいずれの注釈書にも見えないのである。逆に、『顕註密勘』や『僻案抄』が定家説、顕昭説として引かれていることはほとんどない」と述べ、『顕註密勘』や『僻案抄』などを伝授してもらえなかった人物の作と考える。それに對して⑦山崎氏は、「田中氏がいうように、「定家」説として引かれる十七例のほとんどは定家著作の書には見られないが、次の一例のみは『僻案抄』の内容に一致する」として、「二六番歌注を挙げ、「定家卿説」が、あながち根拠のない説ではないということを示していよう」とする。しかし、左の通り、両者は本文的に影響関係が認められる訳ではない。

●『古今持為注』

おもふどち春の山べに打むれてそこもしらぬ旅ねしてしが

野遊の心也。おもふともどち、いづくともしらず行くれて、旅ねするやうに、詠くらさばやと也。「してしか」の「か」の字は、にこりてよむべし。ねがひの字也。秘伝。是定家卿説也。家隆卿の心は、「してしか」の「か」の字をば、すみてよむべし。其故は、野遊宴をのちにおもひ出してしたふ心也。されば、「か」の字をば、哉といへり。

○『僻案抄』⁽²²⁾

…「してしかな」といふ詞は、せばやと思ことを、「してしがな」、「ありにしがな」とはいふ也。

さらに言えば、両者の共通性は、「てしが」が願望の意であるという指摘のみである。これは特筆するような説ではない。冷泉家の正統な歌学を継承した者でなくともこのような説を述べることは十分に可能であろう。

また、⑦山崎氏は、「顕昭」の説として引かれる十八例のうち、十一例は『顕注密勘』に確認できる」と田中氏の発言を修正している。確かに『古今持為注』所引顕昭説は『顕注密勘』に依拠しており、田中氏の述べたことは不正確である。しかし、『古今持為注』の『顕注密勘』の利用方法には、持為らしからぬ部分を含んでいる。即ち、山崎氏自身も指摘するように、『古今持為注』六九番歌注と一六九番歌注では、「顕昭がかけるもの」「顕昭が説」として『顕注密勘』を引くが、引かれている本文は顕昭注部分ではなく、定家による密勘部分である。つまり、『古今持為注』の注釈者は、『顕注密勘』の顕昭説と定家説とを区別できていないのである。持為の説としてはやはり不審と言わざるを得ない。

以上を総合的に考えれば、山崎氏の反論を考慮しても、このbは仮託説の根拠として、依然として説得力を持つものといえるだろう。

c、『百人一首満基抄』の引用

③ 田中まゆみ氏は、『古今持為注』三二五・三三二・三六五・四〇七・六二二番歌注において、「二条家説」「ある家の説」として、『百人一首満基抄』が引用されている事実を指摘する。同氏は、この『百人一首満基抄』が二条家流の中でも末流のものであるとした上で、『満基抄』などの説を二条家説として挙げる人物は、冷泉家と称してはいても、持為などよりもっと末流の者ではないか」述べる。しかし、『古今持為注』がこの『百人一首』注釈書を利用しているという事実は、さらに重大な問題を孕んでいる。

『百人一首満基抄』とは宮内庁書陵部蔵「百人一首抄」(五〇一・四六六)のことである。奥書に「應永拾三仲夏下旬 藤原満基」とあることから、「満基抄」・「応永抄」などと通称される『百人一首』注釈書である。久曾神昇氏・樋口芳麻呂氏編『御所本 百人一首抄 宮内庁書陵部蔵』(笠間書院、一九七二)に影印解題されている。「藤原満基」は関白左大臣二条満基(一一三八三〜一四一〇)に比定される。奥書が示す通り、応永期に既に成立していた注であれば、持為が講釈に引用したとしても問題はない。けれども、近年の研究動向に従えばそう判断は出来ない。

先掲影印本の解題中にも言及されるように、『満基抄』は本文的には、実は『宗祇抄』の伝本の一である。さらに『宗祇抄』は二系統に大別され、文明十(一四七八)年四月成立の前稿本(甲本とも)とそれに増補を加えた後稿本(乙本とも)とがあり、『満基抄』は後者に当たる。ここで応永十三(一四〇六)年の奥書の真偽が問題になり、その真偽が議論されてきた。この奥書が真実であれば、『宗祇抄』の内容は宗祇のオリジナルではなく、その成立は遥かに遡ることになってしまう、という問題があるからである。

この応永奥書問題については田中氏が論考を発表した時点から研究が進展している。即ち、石神秀美氏『百人一首 応永抄』小論「応永の奥書を疑う」(山田昭全氏編『中世文学の展開と仏教』おうふう、一九九〇)、澤山修氏『百

人一首宗祇抄の研究』(雁回書房、二〇二二)、さらに近年の久保木秀夫氏「伝後小松院筆『百人一首宗祇抄』断簡——所謂『応永抄』の奥書問題に及ぶ——」(『画像史料解析センター通信』74、二〇一六)により、応永の奥書が偽作であることはほぼ確定的なものとなっているのである。⁽²³⁾となればこの注は宗祇の著作と考えて問題無く、その内容を応永以前にまで遡らせる必要はなくなる。『満基抄』が後稿本であり、その本文は文明十年以後に出来上がったものとみて問題はなくなるのである。必然的にその本文を引用する『古今持為注』もそれ以後の成立となる。

ちなみに、⑦山崎氏もいうように、厳密にいうと『古今持為注』の引用しているのは本文的には「満基抄」(後稿本・乙本)ではなく、文明十年宗祇抄(前稿本・甲本)である。⁽²⁴⁾いずれにせよ、文明十年成立の宗祇(一四二一〜一五〇二)の注を持為が宝徳二(一四五〇)年に引用するのは不可能である。

故に、現形の『古今持為注』を持為の所説と見做すことは出来ない。即ち、このcは仮託説の明徴と見做すことができるものである。

付言すれば、ここで否定されるのは『古今持為注』の『宗祇抄』引用部分のみであるから、その部分に限っては後人の増補であり、母体はあくまで持為の注である、という可能性までは否定されない。

d、使用している『古今集』が嘉禄二年本(冷泉家証本)より貞応二年本(二条家証本)に近い

⑦「解題」の田野氏執筆部分において、『古今持為注』が使用している『古今集』について言及がなされている。即ち春部において、『古今持為注』は一九番歌→一八番歌という歌順をとるが、これは貞応本(二条家証本)の歌順と一致し、嘉禄本(冷泉家証本)と異なる、ということ、⑦田野氏が指摘している。また田野氏は、その他の点でも、広大本持為注の本文が、嘉禄二年本よりも貞応二年本に近いことを指摘する。⁽²⁵⁾

田野氏はこれについて、「嘉禄本は「門外不出の秘本」で、簡単に講釈の場を使用されるものではなかったようである」と指摘しているけれども、冷泉家の立場でなされる『古今持為注』において、嘉禄二年本ではなく貞応二年本を使用するのは不審であり、仮託を疑わせるに足る事実であると言えよう。

一条兼良の説を伝える『一禅御説』には、この貞応本・嘉禄本問題について、

平定文、是を貞応の本には用「貞」字、悪シ。嘉禄本ニハ用「定」字、尤よし。惣而嘉禄本はまされり。貞応には誤多と奉畢。⁽²⁶⁾ (【14】)

と、冷泉家の証本である嘉禄本を優れているものとする認識が見られる。持為は兼良の家司であった。兼良は持為に師事し、その歌学説の中には持為經由の知識も少なくないと見られる。この例からも持為は積極的に嘉禄二年本の優位性を説いていたと思しい。つまりこのdもまた持為らしからぬ要素であることは間違いない。

猶、どうしても真作と考えなければならぬ場合、この問題については「教助には嘉禄本をもって伝授したが、講釈の場に同座していたに過ぎない明猷は嘉禄本を持っていなかった」と考えれば一応は説明することは可能ではあるけれども、敢えてそこまで考える必要も無いだろう。

*

結論としては、aとdのいずれも仮託説の根拠として十分に説得力のあるものと思われる。先行研究で反論がなされているものの、いずれも「敢えていうのであれば」という程度のものであり、その論拠としての信頼性を損なうような反論は未見であった。そもそもcから、現在の形が持為の手によるものではないことは明らかである。無論、実際に宝徳二年に行われた持為の講釈を母体として、後人（奥書に名が見えた「明猷」や「宗雅」等）の手により増補・改変が加えられた、という可能性も否定できない。しかしそう考えるには、a b dさらに前節で挙げたCと、冷泉家

の歌学を受け継いだ人の注説として問題のある内容を多く含み過ぎている。『古今持為注』仮託説は真作説よりも遙かに有力な説であると言えそうである。

五、再び奥書の問題点

第三節と第四節での分析結果を総合して考えると、通説に反して、『古今持為注』は仮託と考えざるを得ないように思われる。そしてその成立の上限は、引用される『宗祇抄』の成立時期である「文明十年」ということになる。嘉禄本を使用していないという事実などを考慮すれば、やはり『大江広貞注』や『古今和歌集聞書「冷泉流」』などと同様に冷泉家とは無縁の場において、宗祇流などの汎二条流に対抗しようとする人々の手によって成立した注釈書とみるべき、というのが本稿の結論である。付言すれば共通の基盤に発する『平松本古今抄』所引持為説もまた仮託であると考えたい。

右のごとく結論付けた時、第一節でみた奥書に、新たな問題が浮上する。今改めて広島大学蔵本の奥書を掲げる。

此集読議事、去宝徳二天秋、依花頂殿様之御競望、冷泉持為尊吉所也。仍而其席北野法浄院之明献同聴云々。自明献文明九年春、愚老宗雅伝之訖。

文明九天三月日 (A)

此集読議事、自北野法浄院明献、去文明第九春相伝仕訖。然処、今度之紹慶御競望之間、自愚老伝之処也。

明心 (ひのへ/たつ) 林鐘上旬 (B)

即ち、奥書 (A) に「文明九天三月日」という年記が見えるが、これは先述の成立の上限を遡るものとなっているの

である。第一節では、『古今持為注』が仮託であった場合、明献なる人物が仮託者である可能性を指摘したが、こうなると奥書(A)自体が偽作の奥書と判断せざるを得ない⁽²⁷⁾。となれば明献に代わり、仮託者の最有力候補となるのは、この偽作奥書(A)の記主であった宗雅なる人物である⁽²⁸⁾。明応年間に紹慶に伝授した際の奥書(B)と併せて奥書(A)が偽作されたと見るのが自然だろうか。であれば、奥書(B)に見える明応五(一四九六)年の年記が本書成立の目安となる。

そしてこのように仮定した場合、諸本の奥書にも問題になりそうな点も少々存するので、言及しておきたい。現在確認し得る諸本のうち、恐らく最も書写年代の古いと見られるのは、国文学研究資料館蔵(サ2・20)本である。同本の奥書は次の通り。

(国文学研究資料館蔵サ2・20本『古今集注』、零本、室町後々末期写、国文研本と呼ぶ)

此集読議事、去宝徳二天秋、依花頂殿様之御競望、冷泉持為舌所也。仍而其席北野法浄院之明献同聴云々。由明

献文明九年春、愚老宗雅依之託。

文明九天三月日(A)

(A)部分のみで(B)部分を持たないのは一見してわかるが、注意されるのが(A)の末尾一文を線で抹消しているという点である。これが、国文研本の書写者の所為なのか、親本段階で存していたものを忠実に写しただけなのかは不明である。抹消の意図も不明であるが、この問題は一先ず措いて、その他の写本の奥書を確認したい。

(宮内庁書陵部蔵二六六一—一五本『古今和歌集抄』、寛永九年写)

此集読議事、去宝徳二天秋、依花陰被様々御競望、冷泉持為舌所也。仍而序北野法浄院之明献同聴云々。同明献

文明九年春。(A)

(宮内庁書陵部蔵鷹四〇一本『古今和歌集解』(鷹司政通)写)

此集談議事者、宝徳二天秋、依本院被様々御競望、冷泉持為^源古処也。仍而序小野法浄院之明献問聴云々。目明献。

(A)

書陵部に蔵される二本の奥書を掲げてみた。確認可能なその他の本も同様のものである。かなり本文が乱れており、文意が取り難い。やはり(A)部分のみであるが、広大本や国文研本と比較すると、末尾の文が途中で切れていることが分かる。これだけであれば、文の途中で改訂する伝本が存在し、何らかの理由で奥書末尾部分が書かれた丁が脱落した後に、その本を書写したことにより右のような奥書を持つ伝本群が生まれたもの、などと考えるのが合理的であると思われる。

しかし先に見た国文研本の抹消部分と、脱落部分とが概ね一致するということを考えると、国文研本のように末尾部分を抹消した本を書写したことによって生じたものという可能性も出てくる。そして宗雅が仮託者だとすれば、国文研本の奥書末尾の抹消は、偽作の過程を反映したものである可能性もある。敢えて奥書から自らの名を消すことにより、持為の講釈を直接聴いた明献の立場で記された奥書として読めるようになり、「この注釈書が持為の説を伝えるものである」ことの信憑性が増すようにも思われる。或いはそうした効果を狙ったものであるのか。

宗雅については詳細は不明である。『宗祇抄』を「二条家説」として、自説と対置する態度から察するに、当時流行する宗祇流に対抗するようなポジションにある連歌師であったか、などと想像される。

猶、今後は『古今持為注』という仮託註釈書が生成する場の問題を考える必要がある。それに当たっては、奥書中に見える「北野」なども一つの手掛かりにはなりそうである。後考に俟ちたい。

六、古典注釈における持為説

ところで、本稿では専ら『古今集』注釈書について問題にしてきたが、『伊勢物語』についても——真偽は定かではないが——持為の注説とされるものが伝わっている。

所謂「冷泉家流古注」と呼ばれている注釈書群の中に、持為説とされる注説を含むものが存在している。⁽²⁹⁾「冷泉家流古注」の一本である宮内庁書陵部蔵『伊勢物語抄』(二二七・三四六)がそれであるが、奥書に持為の名が見える。同本の奥書は次の通り。

此開書為覚不顧後日嘲書留畢。穴賢。不可有外見者也。古今説、為覚悟計頭注密勘之詞加書之。私所作無謂。以後、穴賢。不可用之。右筆五十四歳。古本二書リ。(A)

今川了俊談義聞書相伝之時節、正徹書記談義説・冷泉中納言持為説、為自見少々書加之間、弥他見非無其懼。不可出書院。且聞違、且文字等書失在之。重而猶後日可尋決之。(B)

持為説、古注相違、無作者。歌は誰にてもあれ、押而不可顯其作者(云々)。哥も詞も句面を本にせずは、難叶道理。心をふかく染て見に、やさしくおもしろからずといふ事なしと也。(C)

右此一部之聞書本、書三木筑前入道昌栄以自筆本、慥如本書之。雖令書写之、猶以為大部物之間、落字文字書違等可有之哉。所詮任先哲秘言。穴賢々々。不覚他見於草庵可朽之者也。永正二年三月廿八日書写畢(云々)。(D)

注本世間雖多之、如此秘本稀候間、為後見書写畢。

永祿六年八月廿日書写畢。広海行玉廿七歳書之。(E)

右此註本雖為秘藏以悃望書写者也。但文字詞不顧善惡如本書写畢也。無類秘本間、他見有間敷之由、堅以誓詞相伝仕者也。

延享二年五月下旬 (F)

内容から便宜的に (A) ~ (F) の記号を付したが、(B) 及び (C) に持為の名が登場する。これと (A) の記述とを併せて考えると、この書陵部蔵『伊勢物語抄』は、今川了俊の談議をベースとして、『顕注密勘』、正徹談議、持為説の三種を増補したものである、ということになる。そして、その増補時期の下限が奥書 (D) にある永正二(一五〇五)年ということになる。実際に、同本と同類の他本とを比較すると、書陵部蔵『伊勢物語抄』本文が、原型から何重もの増補が加えられて成っているということは確かなようである。(B) の言うところの「持為説」が、書陵部蔵『伊勢物語抄』本文のどの部分に相当するのかは、判別はやや困難であるが、木戸久二子氏、さらに林克則氏の詳細な他本との比較検討によってある程度明らかにされている。³⁰ 両氏の検討結果を総合すると、「持為説」と考えられる部分は、宗祇流の『伊勢物語』注の影響を受けており、年代的に見て「実際にそれが持為の説であるのかどうかは疑わしい」(木戸氏)という。つまり持為仮託の『伊勢物語』の注説が室町中後期頃に流布していたということが示唆されているのである。これは『古今集』注釈における、『古今持為注』や『平松本古今抄』所引持為説とパラレルな関係にあると見て良いだろう。宗祇流注釈の影響を受けているという点も、『古今持為注』において『百人一首宗祇抄』が引用されていた点と重なるように思われる。

つまり、室町時代後期頃の古典注釈の世界において、持為仮託の学知が現れ、広く流布していた、という現象を見て取ることが出来る。

では何故持為なのか。この問題に関しては、『実隆公記』長享三(一四八九)年正月二十九日条に見える宗祇の談話

が参考になる。宗祇が実隆に語った歌話の中に、次のようなものが含まれている。

一、冷泉新中納言（為広卿）、古今伝受事、右京大夫政元（細川）所望之処、為之朝臣依未練、彼家口伝持為卿相続、持為卿逝去之時政為卿約少之間、於我家者口伝事断絶了。但於哥少々不審事在之者可尋。一部伝受事不可叶之由称之云々。⁽³¹⁾

持為没後三十年以上経過した時期の記事である。管領細川政元が上冷泉為広に伝授を求めていることから、当時流行していた宗祇流とは異なる、「冷泉家流」の口伝も一定の需要があった、ということがまず読み取れる。また、冷泉家の古今口伝が上冷泉家ではなく下冷泉家に伝えられたものの、持為逝去にともない断絶してしまった、という内容が語られている。⁽³²⁾ さらに持為という歌人が没後四半世紀を経てもなお存在感のあるものであったということも、この記事から知ることが出来る。

以上を総合するに、室町中後期頃において、自らの学知に当時主流となっていた宗祇流をはじめとする汎二条流とは異なる次元の権威付けをしようとした時、既に故人であり、かつそれなりの権威を有していた持為は、仮託の対象として格好の存在であったということが出来るだろう。その当時の冷泉家の古今口伝が失われてしまったのであれば、仮託説の真偽も確認する術はなくなるので、仮託するには好都合であったと思量される。そして冷泉流（非二条流）の学知の需要により、持為仮託の学知は積極的に受容されたと考えられるのである。

おわりに

本稿では、持為の真説であると認定されていた『古今持為注』の真偽の問題について、先学がその論拠とするとこ

ろについて、一つずつ検討を加えていった。その結果、真作説の論拠とされてきたものは必ずしも論拠して有効なものではない一方、仮託説の論拠して挙げられたものは何れも一定の説得力あるものであると分かった。結論として、『古今持為注』は仮託であると考えるべき見解を提示した。下冷泉持為の歌学や冷泉家の古今学を考える際の資料として、『古今持為注』を使うことは出来ない。

一方で、室町期における仮託書の問題や「冷泉家流伊勢物語古注」の問題などを考える際には、参照価値を有する資料となる。今後はそうした問題の検討において、『古今持為注』を積極的に活用してゆきたい。

【付記】本文の引用に当たっては一部表記を改めた場合がある。また小字は〈 〉で示した。

猶、本稿はJSSS科研費JP18K12305の助成による研究成果の一部を含むものである。また本稿は、平成26～28年度に行われた国文学研究資料館特定研究「中世古今集注釈書の総合的研究―「毘沙門堂本古今集注」を中心―」（研究代表者：山本登朗氏）の第二回研究会（二〇一五年二月一四日開催）において「冷泉家派の古今集注について」と題する口頭発表を行った際に賜った御指摘を始発とするものである。席上その他の場において、有益な御教示を下さった諸氏に深謝申し上げる。

【注】

(1) 近世初期まで含めれば、『良恕親王注』（曼殊院蔵『古今鈔』、『曼殊院蔵古今伝授資料』第四卷（汲古書院、一九九一）に影印解題される）も加えることが出来る。これは、奥書から寛永四（一六二七）年十一月二十五日、曼殊院良恕親王（一五七四～一六四二）が藤谷（冷泉）為賢（一五九三～一六五三）より冷泉家説を伝授され

た際に、その内容を書写したものであることがわかる、素性のはっきりした冷泉流『古今集』注釈書である。後述の通り中世成立の汎冷泉流『古今集』は成立事情のはっきりしないものが多いため、近世のものではあるが、実際の冷泉家でのような注説が授受されていたのか、という問題を考えるにあたっては無視し難い注である。しかし、他流の注説をかなり取り込んでおり、為相以来の冷泉家歌学をこの注から考えるのは、些か難しいと言わざるを得ない。

また、「注釈書」という形をとらない冷泉流の古今学資料としては、広島大学蔵伝冷泉為和筆『古今聞書』行間書入がある（日高愛子氏「広島大学蔵伝冷泉為和筆『古今聞書』について」『古代中世国文学』25、二〇一〇）等参照）。この書入が誰によってなされたのかは定かでは無いが、全く冷泉家当主と無縁なものでも無さそうである。その他、古今伝受切紙資料も残されている（川平ひとし氏「冷泉為和相伝の切紙ならびに古今和歌集藤沢相伝について」『中世和歌テキスト論—定家へのまなざし』笠間書院、二〇〇八、附属CD—ROM所収）等参照）。こちらは実際の冷泉家当主（為和）による伝授の痕跡を留める資料である。古今伝受関連資料としては、冷泉家に誓紙類も伝存している。

(2) 第三節において触れる。

- (3) iii については、「冷泉流を標榜する古今集注—『古今和歌集聞書「冷泉流」をめぐって—」（人間文化研究機構国文学研究資料館編『中世古今和歌集注釈の世界 毘沙門堂本古今集注をひもとく』勉誠出版、二〇一八）、iv については、「室町期冷泉家古今学に関する一資料—三康文化研究所附属三康図書館蔵『為和秘抄』所収の古今注をめぐって」『藝文研究』一〇七、二〇一四）、「翻刻 三康文化研究所附属三康図書館蔵『為和秘抄』所収古今注」『三田國文』59、二〇一四）で論じたので参照されたい。猶、iiiは冷泉家当主の注釈ではない

ものの、実際に室町後期頃の冷泉家で行われていた注説が幾ばくか反映されていると思しい。

- (4) 持為については、井上宗雄氏『中世歌壇史の研究 室町前期 (改訂新版)』(風間書房、一九八四)、熱田公氏「古文書にみる中世の冷泉家七 下冷泉家の分立」(『冷泉家時雨亭叢書月報』41、二〇〇〇)、小川剛生氏「為右の最期―二条家の断絶と冷泉家の逼塞」(『中世和歌史の研究―撰歌と歌人社会』塙書房、二〇一七)等に詳しい。

(5) 下冷泉為経「惺齋先生系譜」(『惺齋先生文集』所収)、『系図纂要』など。

(6) 注(5)所掲の「惺齋先生系譜」に「為尹有三子、長曰為之、次曰為員、次曰持和。持和生而穎悟、才過二兄。故為尹太愛之。积氏有請以為弟子者、不聽。左大臣義持公賜持字、名持和。因為伯父為邦後嗣、伝奇書秘笈。襲号御子左。以采邑不給故来帰。為尹乃分与細河之地、号冷泉。吾家今猶并用二条之家規、本出于此。後更名持為」(日本教育思想大系)とある。

(7) 長享三(一四八九)年一月二十九日条。当該部本文は第六節で引用するのでここでは省略に従う。ここで宗祇が語った内容がどこまで真実であるかは定かでは無い。もし『古今持為注』が説く注説が持為の真説と認められるのであれば、この宗祇の発言の真偽を検証するための資料ともなり得る。

(8) 慶應義塾大学附属研究所斯道文庫編『古今集註釈書伝本書目』(勉誠出版、二〇〇七)に合わせた形である。猶、先行研究を引用する際は、「持為抄」・「持為注」など、本文そのままの書名で引用するが、同一のものである。

(9) 主に田野慎二氏・山崎真克氏「解題」『冷泉持為注 古今抄(広島大学蔵)下』(広島平安文学研究会翻刻平安文学資料稿第三期第三巻、一九九七、奥書の検討部分は山崎氏の担当)を参照した。

(10) 諸本を見ると宮内庁書陵部蔵本(鷹四〇一)奥書には、「談議」は「談義」、「尊舌」は「演舌」と見える。こちらであれば意味は通じる。「談議」「尊舌」はあるいは「談義」「演舌」の誤りか。

(11) 川上新一郎氏他「古今和歌集注釈書・伝授書年表(稿)」(『斯道文庫論集』47、二〇二二)参照。教助は花山院持忠男で足利義教の猶子となり花頂門跡を継承した人物(『満濟准后日記』永享四(一四三二)年六月二日条など参照)。「花頂門跡」については勝野隆信氏「花頂門跡考」(『日本歴史』75、一九五四)を参照されたい。

(12) 第五節において後述するように、諸本の中には宗雅の名を記さないものもあるが、明らかに(A)宗雅奥書が崩れたものと認められ、宗雅を介在しない伝授経路を示す奥書の例とは見做すことは出来ない。

(13) 持為・明献、あるいは持為から直接伝授を受けた人物を記手とする奥書は存在しない。注(7)所掲の「解題」参照。

(14) 論考の発表は④片桐氏と⑤井上氏とはほぼ同時であり、⑤井上氏論の執筆時には④は公表されていないのであるが、⑤井上氏は片桐氏の活字化前の研究内容についても考慮の上で『古今持為注』の真偽の問題について触れているようである。

(15) 『中世古今集注釈書解題六』(赤尾照文堂、一九八七)。

(16) 『中世古今集注釈書解題一』(赤尾照文堂、一九七二)。

(17) 「ならの帝」に関する諸説については、片桐洋一氏『中世古今集注釈書解題一〜六』(赤尾照文堂、一九七二〜一九八七)等参照。

(18) 三輪正胤氏『歌学秘伝の研究』(風間書房、一九九四)第三章第一節、石神秀晃氏「宮内庁書陵部蔵『金玉双

- 義「解題併翻刻上」(『三田國文』15、一九九一)、林克則氏「冷泉家流伊勢物語古注と為頭流との接点をめぐ
る一考察」(山田昭全氏編『中世文学の展開と伝教』、おうふう、二〇〇〇)等参照。
- (19) 『中世古今集注釈書解題六』一三二頁。
- (20) 現在冷泉家時雨亭文庫に蔵される歌学書・註釈書類の中には、冷泉家外で成立した書も見える。
- (21) いわゆる「不立不断論争」である。『源承和歌口伝』『延慶両卿訴陳状』など参照。この問題については片桐氏
『中世古今集注釈書解題一〜六』(前掲)はじめ多くの論考で言及されている。
- (22) 引用は坂本清恵氏「東山文庫本『僻案抄』翻刻」(『アクセント史資料索引』20、二〇〇八)に拠る。
- (23) 石神氏が提示し、久保木氏が実証的に論じたように、同本の書写年代が応永より下る(久保木氏は「室町時代
後〜末期」とする)にも関わらず、応永奥書が本文と別筆であるという事実は看過しがたい。これは、久保木
氏の言葉を借りて言えば、「通常の書写過程からすると、説明するのが極めて困難」であり、「応永十三年奥書
はそれ自体が、相当に疑わしい」と判断せざるを得ないものである。つまり、応永奥書が真であると仮定した
場合、『満基抄』は応永十三年に書写された本の転写本となる筈であるから、当然本文と奥書とは同筆でなけ
ればならない。けれどもそうならないということは、応永奥書は後代の偽作であると考えねばならない、
という理屈である。(その他にも問題はあろうであるが)これにより、応永奥書の偽作なることは決定的
と言えよう。
- (24) 田中氏が『宗祇抄』ではなく『満基抄』の引用と認定した理由は、年代的に応永年間に存在していたものを持
為が引用することは可能であるが、『宗祇抄』の引用は不可能であることによるものと思われる。
- (25) 定家書写の『古今集』のうち、下冷泉家に伝えられていたことが知られるものとして、伊達家旧蔵無年号奥書

本（伊達本）がある（日下幸男氏「俊成・定家・為家本伝来管見」〔『中世文芸論稿』5、一九七九〕参照）。

この伊達本の歌順も嘉禄二年本同様に一八番→一九番歌の順をとり、『古今持為注』とは異なっている。

(26) 武井和人氏『一条兼良の書誌的研究 増訂版』おうふう、二〇〇〇)による。ここで「貞文―定文」の異同が言及されているが、『古今持為注』は（現存伝本では）貞心本と同じ「貞文」表記を採っている。

(27) ただし、『宗祇抄』の基になった東常縁の講釈が行われたのは文明三年であるので、現存資料で確認出来ないだけで、文明三年以降文明九年春以前に注釈本文が成立していた可能性は残る。もしそうであれば文明九年の奥書を問題視する理由は無くなる。

(28) 宗雅は歌壇史上の有名人ではなく、そこまで権威を有していたとは思えないので、宗雅仮託の可能性までは考える必要は無いと思われる。

(29) この「冷泉家流古注」についての主要な研究成果として、大津有一氏『伊勢物語古註釈の研究』（八木書店、一九五四、増訂版一九八六）、片桐洋一氏『伊勢物語の研究〔研究編〕』（明治書院、一九六八）、神田裕子氏『能と古注釈』（笠間書院、二〇一〇）などがある。

(30) 木戸氏「宮内庁書陵部蔵『伊勢物語抄』の増補部分の性格―その旧注とのかかわりについて―」（『中古文学』49、一九九二）及び林氏「宮内庁書陵部蔵『伊勢物語抄』の形成過程に関する一考察」（大正大学大学院研究論集』23、一九九九）。

(31) 引用は高橋隆三氏編『実隆公記』（統群書類従完成会）による。

(32) 実際は冷泉家の口伝が断絶してしまったのかは不明である。持為の歌学の行方については、『康富記』享徳三（一四五四）年九月一日条に次のような記事がある。

冷泉大納言聖基事、持為卿
冷泉大納言入道円寂云々。自夏始病氣也(年五十四歳云々)。円福寺長老為知識勸臨終念仏給。今朝被詠

辞世和歌之由、後日承及之。

うれしさよかゝるみのをえぶの身のおはりみださぬ十声一こゑ えぶ 閻浮也。

歌道家秘事口伝等相伝息女云々。子息成爲幼稚之故也。(増補史料大成)

持為逝去の記事であるが、これによると、持為の歌学は幼少の成爲(後の政為、十歳)に代わり、息女(芳春院、一五〇七)が継承したらしい。であるとすれば、政為は成長後に姉である芳春院より伝授を受けている可能性が高い。必ずしも持為の死をもつてその歌学が絶えた訳ではなさそうである。ただし、所引の『実隆公記』記事の示す通り、一部の人々の間では断絶したものと認識されていた点には注意しておきたい。そうした認識が仮託を容易にしたものと考えられよう。

猶、木戸氏系の『百人一首』注釈である市立米沢図書館蔵『百人一首抄』(米沢善本一八六)には、「持為御息幼少之間、孝範哥道相伝、家返調申也」とある。幼少の政為に代わつて歌学を伝授された木戸孝範が後に返し伝授を行った、と読めるものであり、ここでは芳春院ではなく孝範が下冷泉家歌学を断絶から救ったことになっている。勿論、事実かどうかは不明である。恐らくは同時代史料である『康富記』の記述が真実に近いものであり、あくまでこれは孝範が地方等における、自らの歌学を權威化せんがための喧伝であろう。しかしこれもまた、持為という名が持つ高い權威性を表すものとなっている。自らの歌学の權威化に、持為の名が極めて有効であったことの証左と言えよう。

About the authenticity of the *Kokin-Mochitame-chū*

TATENO, FUMIAKI

According to the colophon, the annotated edition of the *Kokin Wakashū* of the Muromachi period, called *Kokin-mochitame-chū*, is thought to be a reproduction of a record of a Reizei Mochitame's lecture. If this one was truly annotated by Mochitame, it would be the only one clearly identified among the annotated edition of *Kokin-shū* in broadly spanned of Reizei-ha appeared in the Middle Ages. Then, it would be an important material to learn Kokin-gaku passed down in Reizei-family. However, preceding research consider the text as mistakenly attributed to Mochitame. In the theory supporting its authenticity, which is currently the common theory, suspicious points are also seen. Therefore, in this article, we specifically examined the items listed as the basis of both the theory supporting the authenticity and the inauthenticity and then added a second consideration on the problem of genuineness. As a result, it was confirmed that anything cited as the basis of the inauthenticity theory is reasonable and persuasive while any of items cited as the basis of the theory supporting the authenticity was found not decisive at all. Contrary to the commonly adopted theory, we concluded that the *Kokin-Mochitame-chū* was not including Mochitame's notion. It must have been produced by people who tried to compete with the *Nijō-ryū* such as *Sōgi-ha* in the late Muromachi period (after the year 10 of the Bunmei era).

Additionally, based on that conclusion, we reconsidered the problem of the colophon and further mentioned the problem of the theory suggesting that the *Ise Monogatari* annotation was advocated by Mochitame.